

# 一宮川流域浸水対策協議会設立総会次第

日時：平成26年12月2日（火）

10時00分～

場所：長生合同庁舎4階 大会議室

1 開 会

2 出席者紹介

3 挨拶

4 一宮川流域浸水対策の概要

5 設立趣旨

6 議長選出

7 議 事

議案第1号 一宮川流域浸水対策協議会規約（案）

8 閉 会

平成26年度

設立総会議案

平成26年12月2日

(長生合同庁舎4階大会議室)

一宮川流域浸水対策協議会

# 【計画名称】 一宮川流域茂原市街地安心プラン

【千葉県茂原市】

## 流域の概要

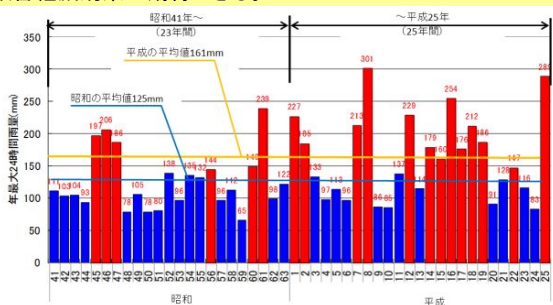
近年多発する豪雨により中流域の茂原市街地周辺で、河川の溢水や内水被害が生じている。

平成25年10月の台風26号では、河川が溢水した。これにより茂原市街地周辺では、床上320戸、床下183戸の甚大な浸水被害が発生した。主要道路は長時間に渡り冠水した。このことは緊急対策等の大きな支障となった。

また、平成24年8月の局地的大雨(いわゆるゲリラ豪雨)では、内水による主要幹線道路の冠水により市民生活に支障がでた。

こうした浸水被害の状況を踏まえ、「100mm/h安心プラン」で対象とする降雨は平成25年10月15日～16日の台風26号(24時間最大雨量289mm、6時間最大雨量138mm、最大時間雨量51mm)とした。なお、この台風を対象とする整備により、平成24年8月6日の最大時間雨量61.5mm(既往最大)に対しても被害軽減効果は期待できる。

平成25年10月台風26号時の影響  
【茂原市街地】



- 【年最大24時間雨量】
- ・昭和の平均値125mm
- ・平成の平均値161mm
- 市街地の拡大により、流出量が増大  
→浸水危険度が増大
- ・一宮川流域の市街化率  
H8年:16.7% → H23年:19.4% 約1.2倍
- 河川、下水道計画
- ・河川整備 (219mm/24h、127mm/6h)
- ・下水道整備 (50mm/h)

## 【浸水被害の主な要因】

- 頻発する豪雨により、河川の氾濫、内水氾濫の発生の危険度が増大
- 地形的要因により、河川への排水が困難、下水道事業だけでは効果が限定的
- 市街化の進展等により、流域からの流出量が増大

⇒ 一方、都市化の進展等により、浸水対策に多大な費用と時間が必要

流域における浸水対策を関係機関が一体となり効果的に組み合わせる必要がある。

一宮川流域の総合的な浸水対策について、千葉県・茂原市・地域住民の代表からなる「一宮川流域浸水対策協議会」で検討し、関係機関が対策を実施

## 一宮川流域浸水対策協議会

組織	部局
千葉県関係	河川整備課、下水道課、長生土木事務所
茂原市関係	土木建設課、土木管理課、下水道課、農政課、総務課
地域住民	地元自治会

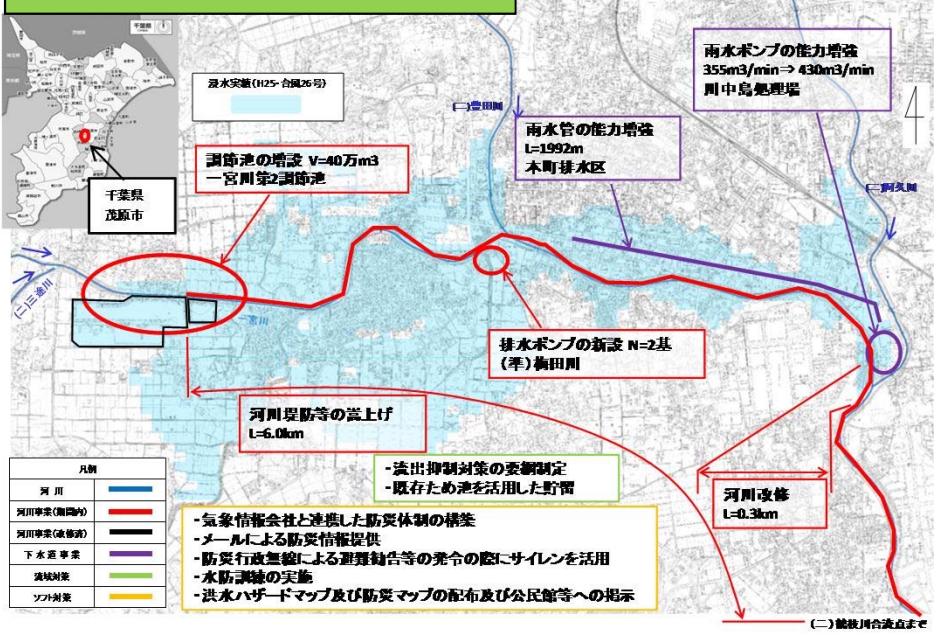
## 取組の概要

- 集中的な対策の実施
  - ・河川事業と下水道事業の連携により、浸水被害の危険性が高い市街地を対象に集中的に整備
  - ・河川の改修、下水道事業による雨水管・雨水ポンプの能力増強、流域対策の推進(流出抑制対策の要綱制定、既存農業用ため池の利用)により流域全体で対策
  - ・千葉県(河川管理者)、茂原市(下水道管理者、準用河川管理者)及び地域住民が連携してハード・ソフト対策、進捗管理等を実施
- 対策効果の早期発現に向けた進捗管理
  - ・関係機関、地元の自治会で組織する一宮川流域浸水対策協議会において各実施主体が報告等を行いプランの進捗管理・評価を実施

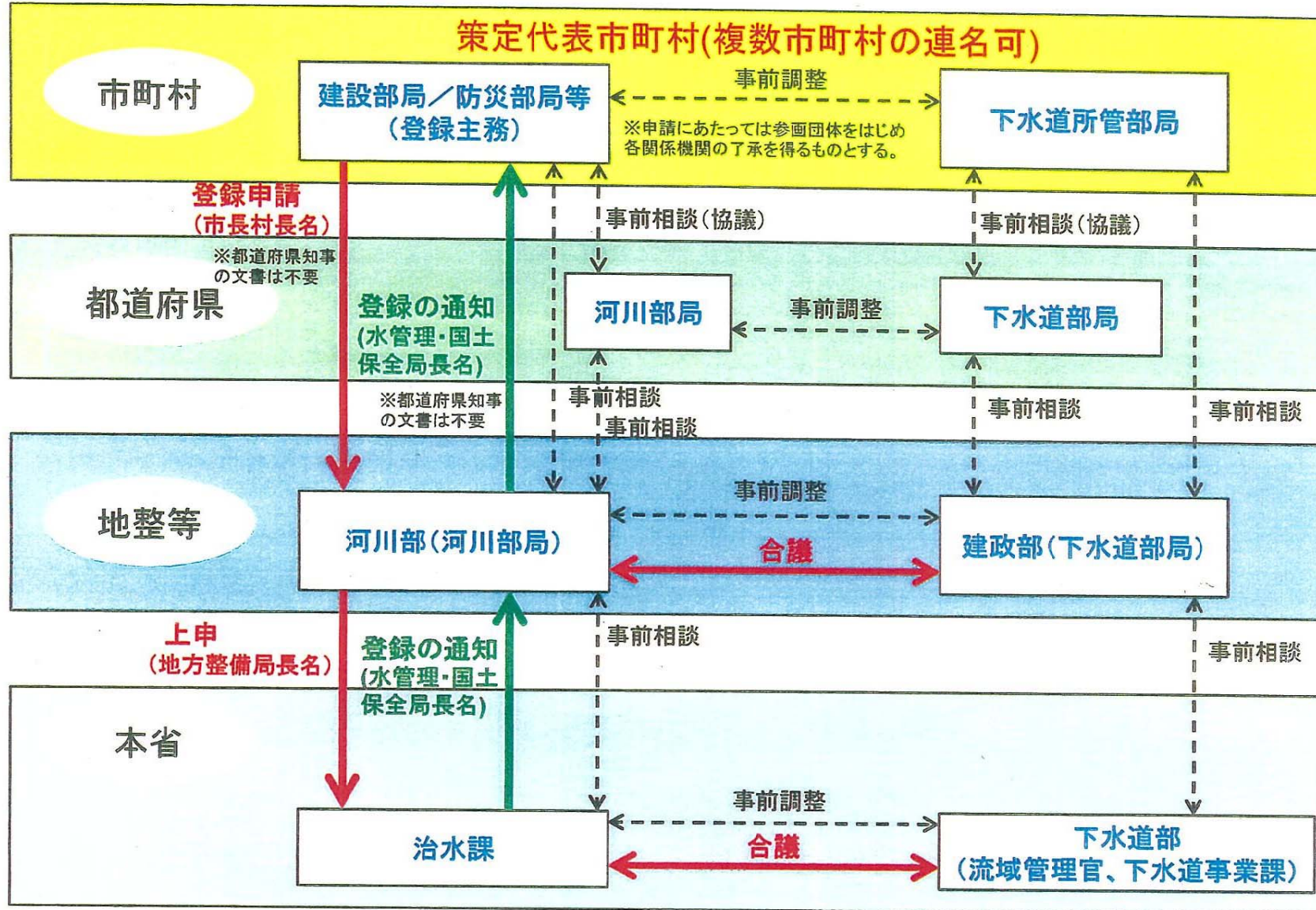
## 取組の効果

期間内に関係機関が対策を実施することにより、対象とする降雨と同規模の降雨に対して茂原市街地の床上浸水被害を軽減する。

## 一宮川流域茂原市街地安心プラン対策箇所図



# 100mm/h安心プラン登録の流れ(市町村・都道府県)



## 一宮川流域浸水対策協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、「一宮川流域浸水対策協議会」（以下「協議会」）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、平成25年10月の台風26号による豪雨等により、浸水被害が発生している一宮川流域において、河川管理者と関係行政機関、地元自治会等が連携してハード対策とソフト対策を含めた浸水対策を検討、実施することにより、浸水被害の軽減を図ることを目的とする。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、一宮川の浸水対策にかかる次の事項について協議するものとする。

- (1) 「一宮川流域茂原市街地安心プラン」の策定及び変更、ならびに具体的な対策の実施に必要な協議及び調整を行う。
- (2) 「一宮川流域茂原市街地安心プラン」の目標に対する評価等ならびに改善の検討を、毎年1回以上行う。
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関する検討・協議を行う。

### (構成等)

第4条 協議会は、別表に掲げる組織の者をもって構成する。

- 2 協議会には会長を置き、会長は千葉県長生土木事務所所長の職にある委員をもって充てる。
- 3 事務局は、千葉県長生土木事務所及び茂原市に置き、協議会の庶務を行う。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の代理出席を妨げない。
- 3 会議は、会長が必要であると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(その他)

第6条 本規約の改定は、会長が協議会に諮って行う。

- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は平成26年12月2日から施行する。

(別 表)

(協議会構成員)

組織名	所属	委員	備考
茂原市	都市建設部	都市建設部長	
	土木建設課	土木建設課長	
	土木管理課	土木管理課長	
	下水道課	下水道課長	
	総務課	総務課長	
	農政課	農政課長	
千葉県長生土木事務所	所長		
	次長(技)		
	調整課	課長	
	河川改良課	課長	
(関係自治会)	五郷地区自治会長連合会	会長	
		代表	3名以内
	茂原地区自治会長連合会	会長	
		代表	3名以内
	鶴枝地区自治会長連合会	会長	
		代表	3名以内
(以下、オブザーバー)			
千葉県県土整備部	河川整備課	副課長	
同上 都市整備局	下水道課	副課長	

※ 関係自治会の構成員に変更が生じた場合は、事務局（茂原市土木建設課）に報告するものとする。

## 「100mm/h 安心プラン」実施要綱

### 第1 目的

本要綱は、浸水被害の軽減のために市町村、河川管理者、下水道管理者等が主体となって策定する計画である「100mm/h 安心プラン」の登録等について定め、登録された計画に基づく対策を推進し、住民が安心して暮らせるよう地域における安全度の向上に寄与することを目的とする。

### 第2 定義

本要綱において「100mm/h 安心プラン」とは、河川管理者及び下水道管理者による河川と下水道の整備に加え、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、分散型の雨水貯留浸透施設の整備等の流域における流出抑制や、危険情報の周知体制の構築等により、住宅地や市街地の浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画をいう。

### 第3 対象地域

一級河川、二級河川または準用河川の流域内であって、下水道事業の対象とする地域を含むものとする。

### 第4 計画策定主体

対象地域の市町村、河川管理者及び下水道管理者が共同で計画を策定するものとする。なお、他の関係機関についても追加することができる。

### 第5 「100 mm/h 安心プラン」の登録等

1. 計画策定主体は、本実施要綱に基づき「100 mm/h 安心プラン」を策定し、水管理・国土保全局長へ登録を申請することができる。
2. 「100 mm/h 安心プラン」は、従来の目標とする計画降雨を超える局地的大雨を対象とし、各関係行政機関、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害軽減を図るために集中的な対策を実施するものであり、次に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 基本方針
  - (2) 計画策定のための体制に関する事項
  - (3) 目的を達成するために実施する内容
  - (4) 計画期間
  - (5) その他必要な事項
3. 水管理・国土保全局長は、1の申請があった「100mm/h 安心プラン」の必要性、事業の効果、関係者の役割分担及び実施体制の確保などの実現可能性等を勘案し、登録を認める。
  4. 登録要件の詳細及び計画の策定にあたって必要な手続きについては、別途定めるところによる。

## 第6 「100mm/h 安心プラン」の変更

第5の3の登録を受けた計画策定主体は、当該登録を受けた「100mm/h 安心プラン」の内容について変更が生じた場合は、別途定める手続きに従い、「100mm/h 安心プラン」の変更を行うものとする。

## 第7 その他

本要綱に定めるもののほか、本要綱の実施に必要な事項については別途定める。

## 附則

1. この要綱は、平成25年4月1日から施行する。



## 「100mm/h 安心プラン」実施要綱の運用

### 第1 登録要件

要綱第5に定める登録に関して、「100mm/h 安心プラン」は次の各号の要件を満たすものとする。

1. 河川および下水道整備における従来目標とする計画降雨を超える局地的大雨を対象とするものであること。(必ずしも100mm/h以上の大雨に対して実施するものではない)
2. 行政機関(河川管理者・下水道管理者等)が役割分担し、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害を軽減する取組(ソフト対策含む)を実施するものであること。
3. 浸水被害軽減のための集中的な対応等に重点を置くものであること。

### 第2 「100mm/h 安心プラン」の策定

1. 要綱第5に基づき、「100mm/h 安心プラン」に記載する内容には次に掲げる事項を含め、別添様式にまとめるものとする。

#### (1) 基本方針

- ① 「100mm/h 安心プラン」の策定にあたっての方針
- ② 計画降雨を超える局地的大雨の発生状況、被害状況および「100mm/h 安心プラン」で対象とする降雨
- ③ 実施による効果

#### (2) 計画策定のための体制に関する事項

- ① 参画団体等
- ② 推進体制(協議会等の概要・評価の方法)

#### (3) 目的を達成するために実施する内容

- ① 法定計画等に基づく河川・下水道の整備による浸水対策
- ② 分散型貯留浸透施設等による流域対策(上記を除く)
- ③ 危険情報周知の対策
- ④ 地域における水防活動強化の取組
- ⑤ まちづくりや住民(団体)、民間企業等における水害対策への取組

#### (4) 計画期間(概ね5年から10年とする)

#### (5) その他必要な事項

2. 要綱第5の4に定める必要な手続きについては、次に掲げるとおり

とする。

- (1) 計画策定主体のうち主務を担当する地方公共団体の長（複数の地方公共団体が関係する場合には協議会等の代表を務める地方公共団体の長、または連名とする）は、要綱第5の1の申請をしようとする場合は、各地方整備局長（北海道においては北海道開発局長、沖縄県においては沖縄総合事務局長）を経由して、水管理・国土保全局長に申請するものとする。
- (2) 計画策定主体は、水管理・国土保全局長により「100mm/h 安心プラン」として登録された場合には、計画の概要を当該市町村のホームページ等において公表するものとする。

### 第3 「100mm/h 安心プラン」の実施

「100mm/h 安心プラン」の実施にあたって留意すべき事項は、次の各号のとおりとする。

1. 行政機関が実施する事業については、防災・安全交付金の基幹事業および効果促進事業等、既存の事業を有効に活用するものとする。
2. 住民(団体)や民間企業等が実施する取組については、防災・安全交付金の効果促進事業や優遇税制の活用等により支援することができるものとする。
3. 計画の実施状況を確認し、実施効果についての評価等を行うため、参画団体等は毎年1回以上協議会等を開催するものとする。

### 第4 「100mm/h 安心プラン」の変更

要綱第6に定める「100mm/h 安心プラン」の変更について、次の各号に該当する場合には運用第2の2の規定を準用し、変更手続きを行うものとする。次の各号に該当しない軽微な変更の場合には、運用第2の2の規定を準用した手続きによらず、各計画主体において変更することができる。この場合、各地方整備局長（北海道においては北海道開発局長、沖縄県においては沖縄総合事務局長）への報告を行うものとする。

1. 基本方針等に関する変更
  - (1) 計画名称を変更する場合
  - (2) 計画策定主体を変更する場合
  - (3) 100mm/h 安心プランの策定にあたっての方針を変更する場合
  - (4) 100mm/h 安心プランで対象とする降雨を変更する場合
  - (5) 実施による効果を変更する場合
2. 計画策定のための体制に関する変更

- 推進体制（協議会等の概要・評価の方法）を変更する場合
3. 目的を達成するために実施する内容に関する変更
    - (1) 法定計画に基づく河川・下水道等の整備のうち、別添様式に記載した防災・安全交付金に関する内容を変更する場合
    - (2) 分散型貯留浸透施設による流域対策について、別添様式に記載した内容を変更する場合
  4. 計画期間に関する変更  
計画期間が変更になる場合
  5. その他  
その他、策定主体において軽微でない変更であると認めた場合

## 第5 関連する法定計画等との整合

計画策定主体は、「100mm/h 安心プラン」については、河川整備計画や流域水害対策計画、下水道法に基づく事業計画等の関連する法定計画等との整合を図るものとする。

## 第6 その他

「100mm/h 安心プラン」の策定及び実施にあたっては、関連するまちづくりの計画等との調和に配慮するとともに、相互に円滑な推進が図られるように十分に調整を行うものとする。